

2026年8月26日

各 位

会 社 名 株式会社FOOD & LIFE COMPANIES
代表者名 代表取締役社長 山 本 雅 啓
(コード番号：3563 東証プライム市場)
問合せ先 法務総務部長 岩 澤 草 織
(TEL. 06-6368-1001)

**従業員に対するストックオプション(新株予約権)の
内容変更に関するお知らせ**

当社は、2026年8月26日開催の取締役会において、当社従業員に対して割り当てを行った以下の新株予約権につき、新株予約権者の相続人による権利行使を認めるため、その内容を下記のとおり変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる新株予約権

- ・第17回新株予約権(2020年1月7日付割り当て)
- ・第19回新株予約権(2021年1月9日付割り当て)
- ・第21回新株予約権(2022年1月8日付割り当て)
- ・第23回新株予約権(2023年1月12日付割り当て)
- ・第25回新株予約権(2024年1月11日付割り当て)
- ・第27回新株予約権(2025年1月14日付割り当て)
- ・第29回新株予約権(2026年1月14日付割り当て)

2. 新株予約権の変更の目的及び理由

当社は、当社の業績や株価と当社及び当社子会社の従業員の受ける利益をさらに連動させることにより、企業価値の持続的な向上と一定以上の社内等級の従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進め、株主価値の向上を意識した業務への取り組みの促進を図ることを目的に、従業員に対し、中長期インセンティブとしてストックオプションを付与しておりますが、更なる企業価値向上への貢献を期待し、当社従業員の万が一に備えて、一定の範囲で相続人による権利行使を認めることとするものであります。

3. 新株予約権の変更内容（変更箇所は下線部分となります。また、対象となる新株予約権について、（変更前）及び（変更後）に記載の内容は、各回号について同じ内容であります。）

（変更前）

本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者 （(ii)の場合においてはその相続人） は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

(i) <略>

(ii)本新株予約権者が死亡した場合

(iii)本新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合

(iv)本新株予約権者が、不正行為、職務上の義務違反行為を行い若しくは職務に懈怠があり、またはその他当該者に適用される当社グループの社内規程に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇または懲戒解雇等の対象となり得ると当該会社の取締役会（海外の会社においては当該国の法律において取締役会に該当するかこれに準ずる機関）が判断した場合

②一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

（変更後）

本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

(i) <略>

(ii)本新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合

(iii)本新株予約権者が、不正行為、職務上の義務違反行為を行い若しくは職務に懈怠があり、またはその他当該者に適用される当社グループの社内規程に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇または懲戒解雇等の対象となり得ると当該会社の取締役会（海外の会社においては当該国の法律において取締役会に該当するかこれに準ずる機関）が判断した場合

② 前記①の定めにかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人（以下、当該相続人を「承継相続人」という。）は、本新株予約権者の死亡の日の1年後の日または本項第(4)号に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日のいずれか早い方の日までに限り、本新株予約権を行使することができる。但し、承継相続人が死亡した場合には、承継相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

③ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

以 上